

# 令和8年度 市民税・県民税申告書の記入手引書

**記入例**

## 令和8年度 市民税・県民税・国民健康保険税 申告書 (表)

住 所	甲斐市	フリガナ				
		氏名	個人番号			
世帯主名		生年月日	明 平 令	大 昭 年	昭 年 月	
		世帯主との続柄				
代理申告者		職業		電話番号		

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し

1 前年中に収入のなかった人  
(扶養されていた、収入が遺族・障害年金のみ等)

住所（令和8年1月1日の住民票登録住所）・氏名・個人番号（マイナンバー）・フリガナ・性別・生年月日・電話番号・世帯主名・世帯主との続柄・職業等記入してください。既に住所やフリガナが印字されている場合は、氏名や個人番号など、空いている個所を記入してください。

前年中に収入のなかった人はレ点を入れるだけで終了です。

### 所得金額等

営業所得	医師、弁護士、税理士、作家、画家、外交員、卸売業、小売業、飲食業、製造業、建設業、金融業、修理業、サービス業などの職業から生ずる所得 ※収入金額 - 必要経費 = 所得金額			収支内訳書を添付してください。
農業所得	農産物の生産、果樹などの栽培、養蚕、家畜、酪農などから生ずる所得 ※収入金額 - 必要経費 = 所得金額			
不動産所得	地代、家賃、貸間代、土地家屋の権利金、貸ガレージなどによる所得 ※収入金額 - 必要経費 = 所得金額			
利子所得	公社債、預金の利子等の所得(源泉分離課税を選択した利子を除きます。)※利子所得の金額 = 収入金額			
配当所得	株式等から生じる配当金や剰余金などの所得 ※収入金額 - 負債の利子 = 所得金額(赤字のときは0円)			
給与所得	俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質をもっている給与に係る所得※給与所得の計算方法は下記のとおりです。 ※収入金額660万円未満の場合は、所得税法別表第5による。			源泉徴収票を持参してください。
	給与収入金額		給与所得額	
	0円 ~ 650,999円		0円	
	651,000円 ~ 1,899,999円		収入金額 - 650,000円	
	1,900,000円 ~ 3,599,999円	収入金額 ÷ 4 = (B) (千円未満の端数切捨て)	(B) × 2.8 - 80,000円	
	3,600,000円 ~ 6,599,999円		(B) × -3.2 - 440,000円	
	6,600,000円 ~ 8,499,999円		収入金額 × 90% - 1,100,000円	
公的年金等	厚生年金基金・国民年金・恩給(一時恩給を除く)等の所得 (遺族年金・障害年金・福祉年金は所得に含みません。) ※所得金額の計算方法は下記のとおりです。			源泉徴収票を持参してください。
	65歳以上の方 (昭和36年1月1日以前に生まれた方)		64歳以下の方 (昭和36年1月2日以後に生まれた方)	
	公的年金等収入金額(A) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下	公的年金等所得金額	公的年金等収入金額(A) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下	
	3,299,999円まで	(A) - 1,100,000円	1,299,999円まで	(A) - 600,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(A) × 75% - 275,000円	1,300,000円～4,099,999円	(A) × 75% - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 85% - 685,000円	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 85% - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(A) × 95% - 1,455,000円	7,700,000円～9,999,999円	(A) × 95% - 1,455,000円
	10,000,000円以上	(A) - 1,955,000円	10,000,000円以上	(A) - 1,955,000円
	公的年金等収入金額(A) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下	公的年金等所得金額	公的年金等収入金額(A) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下	公的年金等所得金額
	3,299,999円まで	(A) - 1,000,000円	1,299,999円まで	(A) - 500,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(A) × 75% - 175,000円	1,300,000円～4,099,999円	(A) × 75% - 175,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 85% - 585,000円	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 85% - 585,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(A) × 95% - 1,355,000円	7,700,000円～9,999,999円	(A) × 95% - 1,355,000円
	1,000,000円以上	(A) - 1,855,000円	7,700,000円以上	(A) - 1,855,000円

公的年金等 雜	公的年金等収入金額(A) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える	公的年金等所得金額	公的年金等収入金額(A) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える	公的年金等所得金額
	3,299,999円まで	(A) - 900,000円	1,299,999円まで	(A) - 400,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(A) × 75% - 75,000円	1,300,000円～4,099,999円	(A) × 75% - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 85% - 485,000円	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 85% - 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(A) × 95% - 1,255,000円	7,700,000円～9,999,999円	(A) × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円以上	(A) - 1,755,000円	10,000,000円以上	(A) - 1,755,000円
業務	シルバー人材センターからの分配金、原稿料、印税、講演料などの所得 ※収入金額 - 必要経費 = 所得金額			
その他	私的年金等他のいずれの所得にも該当しない所得です。			
一時所得	生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、賞金や懸賞当せん金などの所得 ※[(収入金額(税込み) - 必要経費) - 特別控除額(最高50万円)] ÷ 2 = 所得金額			
総合譲渡所得	土地・建物以外の機械、器具、備品、ゴルフ会員権、船舶、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得 短期(所有期間5年以下) ※[収入金額(税込み) - 必要経費] - 特別控除額(最高50万円) = 所得金額 ・長期譲渡所得分は1/2相当額を総所得金額とします。(短期分は全額) 長期(所有期間5年を超える) ・短期と長期の譲渡益がある場合の控除方法は、短期譲渡を先に控除します。(残りがあれば長期分から控除します。)			
分離譲渡所得	土地・建物などの資産の譲渡による所得			
株式等の譲渡所得等	株式などの譲渡による所得			
先物取引	先物取引による所得			
山林所得	山林の伐採などによる所得			
退職所得	退職手当(分離課税分は除く)			

源泉徴収票を持参してください。

申告書(分離課税用)を添付してください。

## 所得控除

控除区分		控除金額	控除要件等							
基礎控除 (合計所得に応じて控除額が異なる)		430,000	合計所得が2,400万円以下							
		290,000	合計所得が2,400万円超～2,450万円以下							
		150,000	合計所得が2,450万円超～2,500万円以下							
		適用なし	合計所得が2,500万円超							
配偶者控除	老人の控除対象配偶者	380,000	年齢70歳以上(昭和31年1月1日以前に生まれた方)の配偶者(事業専従者を除く)の合計所得が58万円以下	配偶者控除及び配偶者特別控除は納税者の合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少します。						
	上記以外の配偶者	330,000	配偶者(事業専従者を除く)の合計所得が58万円以下	また、納税者の合計所得金額が1,000万円を超えると控除が受けられません。 ※上記の内訳については別紙を参照。						
配偶者特別控除 (配偶者の所得額に応じて控除額が異なる)		控除金額	配偶者(事業専従者を除く)の合計所得が58万円超	なお、納税者の合計所得金額が1,000万円を超え、控除が受けられない配偶者であっても、配偶者の所得金額が48万円以下の場合、同一生計配偶者とすることができます。						
		330,000	580,001円～1,000,000円	1,230,001円～1,650,000円						
		310,000	1,000,001円～1,050,000円	1,650,001円～1,700,000円						
		260,000	1,050,001円～1,100,000円	1,700,001円～1,750,000円						
		210,000	1,100,001円～1,150,000円	1,750,001円～1,800,000円						
		160,000	1,150,001円～1,200,000円	1,800,001円～1,850,000円						
		110,000	1,200,001円～1,250,000円	1,850,001円～1,903,999円						
		60,000	1,250,001円～1,300,000円	1,904,000円～1,971,999円						
		30,000	1,300,001円～1,330,000円	1,972,000円～2,015,999円						
		適用なし	1,330,001円～	2,016,000円～						
扶養控除	年齢及び同居の有無により区分が異なります。	控除金額	納税者と生計を一にする親族の合計所得が58万円以下							
	老人扶養 (納税者又は配偶者の直系尊属)	450,000	年齢70歳以上(昭和31年1月1日以前に生まれた方)							
	上記以外の老人	380,000								
	特定扶養親族	450,000	年齢19歳以上～23歳未満(平成15年1月2日～平成19年1月1日までの間に生まれた方)							
	一般の扶養親族	330,000	年齢16歳以上～19歳未満(平成19年1月2日～平成22年1月1日までの間に生まれた方) 年齢23歳以上～70歳未満(昭和31年1月2日～平成15年1月1日までの間に生まれた方)							
扶養控除についての注意点										
特定親族特別控除 (特定親族の所得額に応じて控除額が異なる)										
控除金額	特定親族(年齢19歳以上～23歳未満)に該当する親族の合計所得が58万円超									
450,000	特定親族の合計所得金額	左に対応する給与収入金額								
450,000	580,001円～950,000円	1,230,001円～1,600,000円								
410,000	950,001円～1,000,000円	1,600,001円～1,650,000円								
310,000	1,000,001円～1,050,000円	1,650,001円～1,700,000円								
210,000	1,050,001円～1,100,000円	1,700,001円～1,750,000円								
110,000	1,100,001円～1,150,000円	1,750,001円～1,800,000円								
60,000	1,150,001円～1,200,000円	1,800,001円～1,850,000円								
30,000	1,200,001円～1,230,000円	1,850,001円～1,880,000円								
適用無し	1,230,001円～	1,880,001円～								
障害者控除	特別障害者	300,000	身体障害者手帳1級・2級、精神保健福祉手帳1級、療育手帳A、戦傷病者手帳第3項症以上							
	上記のうち同居	530,000								
	一般の障害者	260,000	身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・療育手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている方							
ひとり親・寡婦控除についての要件										
ひとり親控除										
寡婦控除										
勤労学生控除 (学校教育法に規定する学校の学生、又は児童)										
寄附金控除 (特定寄附金を支出した場合)										
社会保険料控除										
小規模企業共済等掛金控除										
医療費控除										
生命保険料控除	旧制度 (一般・年金) 平成23年12月31までに 締結した保険契約	① 支払った保険料の金額が15,000円以下の場合 ② 支払った保険料の金額が15,000円を超え40,000円以下の場合 ③ 支払った保険料の金額が40,000円を超え70,000円以下の場合 ④ 支払った保険料の金額が70,000円を超える場合	支払った保険料の全額 = 控除額 (支払額) × 1/2 + 7,500円 = 控除額 (支払額) × 1/4 + 17,500円 = 控除額 一律35,000円を控除							
	新制度 (一般・年金・介護) 平成24年1月1日以後に 締結した保険契約	① 支払った保険料の金額が12,000円以下の場合 ② 支払った保険料の金額が12,000円を超え32,000円以下の場合 ③ 支払った保険料の金額が32,000円を超え56,000円以下の場合 ④ 支払った保険料の金額が56,000円を超える場合	支払った保険料の全額 = 控除額 (支払額) × 1/2 + 6,000円 = 控除額 (支払額) × 1/4 + 14,000円 = 控除額 一律28,000円を控除							
	※平成23年12月31以前に締結した契約であっても、平成24年1月1日以後に更新などを行った場合は、異動日以後、新制度の控除区分が適用されます。 旧制度適用対象契約(旧契約)と新制度適用対象契約(新契約)の両方を契約されている方は、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除については、各控除ごとに、①旧契約のみで申告、②新契約のみで申告、③旧契約と新契約の両方で申告のいずれかを選ぶことができます。(介護医療保険料控除は新契約のみ) ※③旧契約と新契約の両方で申告する場合は、その合計額が申告額となり28,000円が所得控除限度額となります。また、全体の所得控除限度額は70,000円となります(合計適用限度額に変更はありません。)									
	(1) 地震保険料のみの場合(地震保険契約に係るものだけ)									
	(1) 支払った保険料の金額が50,000円以下の場合 (2) 支払った保険料の金額が50,000円を超える場合									
	(1) 支払った保険料の金額が5,000円以下の場合 (2) 支払った保険料の金額が5,000円を超え15,000円以下の場合 (3) 支払った保険料の金額が15,000円を超える場合									
	(1) 支払った保険料が地震保険料と旧長期損害保険料の両方の場合									
	(1) 地震保険料のみの場合(地震保険契約に係るものだけ)									
	(1) 支払った保険料の金額が50,000円以下の場合 (2) 支払った保険料の金額が50,000円を超える場合									
	(1) 支払った保険料の金額が5,000円以下の場合 (2) 支払った保険料の金額が5,000円を超え15,000円以下の場合 (3) 支払った保険料の金額が15,000円を超える場合									
	(1) 支払った保険料が地震保険料と旧長期損害保険料の両方の場合									
地震保険料控除										
雑損控除										
※配当控除・住宅借入金特別税額控除・寄附金税額控除などの税額控除については甲斐市役所税務課までお問合せください。										

## 別紙

控除区分	納税者の合計所得金額	控除金額	控除要件等
老人の控除対象配偶者	900万円以下	380,000	年齢70歳以上(昭和31年1月1日以前に生まれた方)
	900万円超 950万円以下	260,000	
	950万円超 1,000万円以下	130,000	
	1,000万円超	適用なし	
配偶者控除 上記以外の配偶者	900万円以下	330,000	配偶者(事業専従者を除く)の合計所得が58万円以下
	900万円超 950万円以下	220,000	
	950万円超 1,000万円以下	110,000	
	1,000万円超	適用なし	

控除区分	納税者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額	左に対応する給与収入金額	控除金額
配偶者特別控除 (配偶者の所得に応じて控除額が異なる)	900万円以下	580,001 ~ 1,000,000	1,230,001 ~ 1,650,000	330,000
		1,000,001 ~ 1,050,000	1,650,001 ~ 1,700,000	310,000
		1,050,001 ~ 1,100,000	1,700,001 ~ 1,750,000	260,000
		1,100,001 ~ 1,150,000	1,750,001 ~ 1,800,000	210,000
		1,150,001 ~ 1,200,000	1,800,001 ~ 1,850,000	160,000
		1,200,001 ~ 1,250,000	1,850,001 ~ 1,903,999	110,000
		1,250,001 ~ 1,300,000	1,904,000 ~ 1,971,999	60,000
		1,300,001 ~ 1,330,000	1,972,000 ~ 2,015,999	30,000
		1,330,001 ~	2,016,001 ~	適用なし
配偶者特別控除 (配偶者の所得に応じて控除額が異なる)	900万円超 950万円以下	580,001 ~ 1,000,000	1,230,001 ~ 1,650,000	220,000
		1,000,001 ~ 1,050,000	1,650,001 ~ 1,700,000	210,000
		1,050,001 ~ 1,100,000	1,700,001 ~ 1,750,000	180,000
		1,100,001 ~ 1,150,000	1,750,001 ~ 1,800,000	140,000
		1,150,001 ~ 1,200,000	1,800,001 ~ 1,850,000	110,000
		1,200,001 ~ 1,250,000	1,850,001 ~ 1,903,999	80,000
		1,250,001 ~ 1,300,000	1,904,000 ~ 1,971,999	40,000
		1,300,001 ~ 1,330,000	1,972,000 ~ 2,015,999	20,000
		1,330,001 ~	2,016,001 ~	適用なし
配偶者特別控除 (配偶者の所得に応じて控除額が異なる)	950万円超 1,000万円以下	580,001 ~ 1,000,000	1,230,001 ~ 1,650,000	110,000
		1,000,001 ~ 1,050,000	1,650,001 ~ 1,700,000	110,000
		1,050,001 ~ 1,100,000	1,700,001 ~ 1,750,000	90,000
		1,100,001 ~ 1,150,000	1,750,001 ~ 1,800,000	70,000
		1,150,001 ~ 1,200,000	1,800,001 ~ 1,850,000	60,000
		1,200,001 ~ 1,250,000	1,850,001 ~ 1,903,999	40,000
		1,250,001 ~ 1,300,000	1,904,000 ~ 1,971,999	20,000
		1,300,001 ~ 1,330,000	1,972,000 ~ 2,015,999	10,000
		1,330,001 ~	2,016,001 ~	適用なし
配偶者特別控除 (配偶者の所得に応じて控除額が異なる)	1,000万円超	580,001 ~ 1,000,000	1,230,001 ~ 1,650,000	適用なし
		1,000,001 ~ 1,050,000	1,650,001 ~ 1,700,000	
		1,050,001 ~ 1,100,000	1,700,001 ~ 1,750,000	
		1,100,001 ~ 1,150,000	1,750,001 ~ 1,800,000	
		1,150,001 ~ 1,200,000	1,800,001 ~ 1,850,000	
		1,200,001 ~ 1,250,000	1,850,001 ~ 1,903,999	
		1,250,001 ~ 1,300,000	1,904,000 ~ 1,971,999	
		1,300,001 ~ 1,330,000	1,972,000 ~ 2,015,999	
		1,330,001 ~	2,016,001 ~	